

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書公開決定の取り消しを求め、更に、政務調査費の交付額を超える支出のある会派（所属議員）の自己負担について整合性のある証拠文書を公開するよう求めている。

公文書公開請求日：平成23年6月19日（平成23年7月12日受付）

請求内容：平成22年度政務調査費収支報告書に係る公文書と市ホームページの掲載内容との違いについて、その他経費の修正（減額）が、それぞれどのようにしたかが判るもの又は、作成して証明できる文書、その他経費の修正（減額）が、領収書と対応した金額として判るもの又は、作成して証明できる文書

実施機関の処分：平成23年7月26日付名議総第167号 公文書公開決定

3 異議申立て理由

異議申立人の上記請求内容の公文書公開請求に対し、実施機関は平成22年度政務調査費について、名張市のホームページ掲載にかかる総括表の写しを公開したところ、異議申立人は、公開のあった公文書は異議申立人が要求したものではないため、その取り消しを求めている。

また、名張市議会政務調査費の交付に関する条例に則って提出された平成22年度政務調査費収支報告書（会派別）と名張市ホームページに掲載されている平成22年度政務調査費収支報告書とでは金額に差異があり、その金額に移行した経緯を記した公文書の公開を求めている。

更に、政務調査費会計において、赤字収支の会派（議員）の自己負担分とする使途項目金額の整合性を証する文書の公開を求め、又、有のままの各会派の政務調査費収支報告書を市ホームページで公表することを求めている。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

異議申立人は、公開のあった公文書は異議申立人が要求したものではなく、名張市議会政務調査費の交付に関する条例に則って提出された平成22年度政務調査費収支報告書（会派別）と名張市ホームページに掲載されている平成22年度政務調査費収支報告書とでは金額に差異があり、その金額に移行した経緯を記した公文書の公開を求めているとのことであるが、公文書公開請求に対し、実施機関は平成22年度政務調査費の名張市ホームページ掲載にかかる総括表の写しを公開しており、実施機関が特定した公文書は、公開請求の要求を満たしていると考えられる。

また、当審査会は実施機関から聴取し、実施機関が特定した公文書以外に公開すべき公文書はないことを確認した。

以上のことから、実施機関が行った決定は、妥当である。

上記(1)基本的な考え方にあるように、当審査会は公開非公開の可否を審査するものであり、異議申立の主旨は、名張市ホームページには各会派の提出した政務調査費報告書の金額に合致した会派別、用途区分別政務調査費報告書に掲載することなどを求めるものであり、当審査会ではそれらの是非を審査する権限は持たない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

5 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 9月 5日	諮問書受理
平成23年10月 3日	第48回名張市情報公開審査会 審査
平成23年12月 5日	第49回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成23年12月21日	第50回名張市情報公開審査会 答申

6 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士